

【別表2】加算項目 重要事項説明(居宅介護・重度訪問・同行援護)

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
居宅介護 特定事業所加算Ⅱ 同行援護 特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の 10/100	左記の1割	
重度訪問介護 特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の 20/100	左記の1割	

(令和8年10月1日現在)

居宅介護

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算	1,096円	109円	身体介護又は通院等介助(身体介護を伴う場合)に限る。 1回の要請につき1回、利用者1人に対し、1月に2回を限度とする
初回加算	2,192円	219円	初回月、1回のみ

※ 緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、ヘルパーが居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します(対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります)。

※ 初回加算は、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

※ 特別地域加算は、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供を行った場合に加算します。

なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。

お住まいの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。

重度訪問介護

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算	1,096円	109円	1回の要請につき1回、利用者1人に対し1月に2回を限度とする
初回加算	2,192円	219円	初回月、1回のみ

移動介護加算	1,096 円	109 円	外出時間が 1 時間未満の場合
移動介護加算	1,370 円	137 円	外出時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合
	1,644 円	164 円	外出時間が 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合
	1,918 円	191 円	外出時間が 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合
	2,192 円	219 円	外出時間が 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合
	2,740 円	274 円	外出時間が 3 時間以上の場合

※ 緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、ヘルパーが重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します。

※ 初回加算は、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

※ 特別地域加算は、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供を行った場合に加算します。

なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。

お住まいの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。

同行援護

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算	1,096 円	109 円	1 回の要請につき 1 回、利用者 1 人に対し、1 月に 2 回を限度とする
初回加算	2,192 円	219 円	初回月、1 回のみ
特別地域加算	所定単位数の 15/100	左記の 1 割	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対しサービス提供を行った場合
盲ろう者の支援に対する加算	所定単位数の 25/100	左記の 1 割	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し一定の実務経験を有するものが区分 6 相当の利用者に支援を行った場合

※ 緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、ヘルパーが同行援護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します。

※ 初回加算は、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

※ 特別地域加算は、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供を行った場合に加算します。

なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。

お住まいの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。

【令和8年7月1日～】

居宅介護 重要事項説明書別紙1（料金表）

厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（下表の1割が利用負担額）となります。

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担
・身体介護 ・通院等介助（身体介護を伴う場合）	20分以上30分未満	256	¥2,805	¥280
	30分以上1時間未満	404	¥4,427	¥442
	1時間以上1時間30分未満	587	¥6,433	¥643
	1時間30分以上2時間未満	669	¥7,332	¥733
	2時間以上2時間30分未満	754	¥8,263	¥826
	2時間30分以上3時間未満	837	¥9,173	¥917
	3時間以上	921	¥10,094	¥1,009
	以降30分を増すごとに	83	¥909	¥90
家事支援	30分未満	106	¥1,161	¥116
	30分以上45分未満	153	¥1,676	¥167
	45分以上1時間未満	197	¥2,159	¥215
	1時間以上1時間15分未満	239	¥2,619	¥261
	1時間15分以上1時間30分未満	275	¥3,014	¥301
	1時間30分以上1時間45分未満	311	¥3,408	¥340
	以降15分を増すごとに	35	¥383	¥38
通院等介助・通院等介助 （身体介護を伴わない場合）	30分未満	106	¥1,161	¥116
	30分以上1時間未満	197	¥2,159	¥215
	1時間以上1時間30分未満	275	¥3,014	¥301
	以降30分を増すごとに	69	¥756	¥75

※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合 上記単位数の25%増し

※深夜（22:00～6:00）の場合 上記単位数の50%増し

※訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

※特定事業所加算 特定事業所加算Ⅱを取得しています 上記単位数に10%加算

【その他加算・減算】

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担
初回加算	1月につき	200	¥2,192	¥219
緊急時対応加算	1回につき（月2回を限度）	100	¥1,096	¥109
利用者負担上限額管理加算	1月につき	150	¥1,644	¥164
喀痰吸引等支援体制加算	1人1日あたり	100	¥1,096	¥109
	1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定）			
	※基本サービス費+各種加算・減算の単位数			
	減算区分	単位数	利用料 (10割分)	
身体拘束廃止未実施減算	必要な措置を講じていない場合に所定単位数の 100分の1に相当する単位数を減算	報酬総単位数×1％ ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価	
高齢者虐待防止措置未実施減算	必要な措置を講じていない場合に所定単位数の 100分の1に相当する単位数を減算	報酬総単位数×1％ ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価	
業務継続計画未策定減算	必要な措置を講じていない場合に所定単位数の 100分の1に相当する単位数を減算	報酬総単位数×1％ ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価	
情報公表未報告減算	必要な措置を講じていない場合に所定単位数の 100分の5に相当する単位数を減算	報酬総単位数×5％ ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価	
	1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定）			
	※基本サービス費+各種加算・減算の単位数			
	加算区分	処遇改善加算の単位数	利用料 (10割分)	
介護職員等処遇改善加算	Ⅰ（口）	介護報酬総単位数×	（※1単位未満の 端数は四捨五入）	左の単位数× 1単位の単価
		45.60%		

【その他減算】

※同一の建物若しくは隣接する敷地内の建物に対する減算

事業所が別に厚生労働大臣の定める施設基準に該当し、事業所と同一の建物または隣接する敷地内の建物の住宅等に居住する一定ご利用者にサービスを行った場合には、所定単位数の90%または85%に相当する料金をお支払いいただきます。

なお、当該減算の対象となったご利用者における区分支給限度基準額の算定は、減算を適用する前の単位数で算定します。

【その他料金】

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	12時間前までにご連絡の場合	1 提供あたりの利用料の 5 0 %を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1 提供あたりの利用料の 1 0 0 %を請求いたします。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額を一旦お支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、計画の見直しを行ないます。

※利用者の体調等の理由で介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

※サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用や通院介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費は別途ご負担頂きます。

【ご利用料金等の請求及び支払い方法】

ご利用料金その他の費用の 請求方法等	利用料ご利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 2 0 日までにご利用者あてにお届けします。
お支払い方法等	ご利用者は、当月の利用料金を、請求月の末日までに下記の方法にてお支払いください。 ①ご利用者指定口座からの自動振替（郵便局・その他金融機関） ②事業所指定口座への振り込み ③現金支払い お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）